

水銀使用製品産業廃棄物
又は水銀含有ばいじん等に係る
産業廃棄物収集運搬業
(積替え・保管を含まない)
変更届の手引き

平成29年11月

奈 良 県

○はじめに

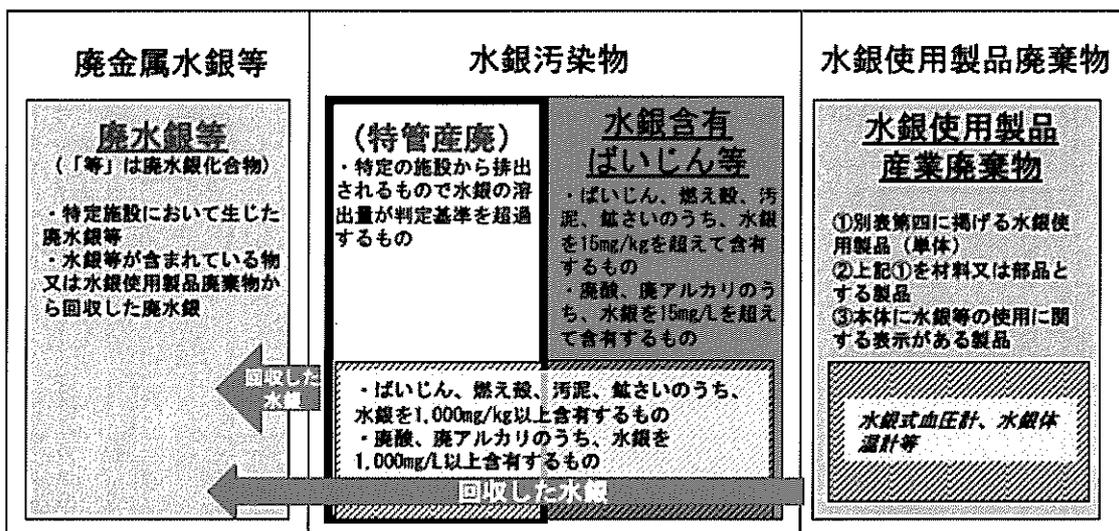
「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成 29 年 8 月 16 日に発効します。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

廃棄物処理法においても、平成 29 年 10 月 1 日に施行されます。水銀廃棄物について新たな対応をお願いいたします。

○廃棄物処理法施行令が改正されました

「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」に対して新たな規制が始まります。



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

水銀回収義務付け対象 斜体：例示

※「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」は産業廃棄物にあたります。

これまでの産業廃棄物の区分に変更はありませんが、水銀使用製品産業廃棄物に該当するものを収集運搬する場合は、「(水銀使用製品産業廃棄物を含む)」の様に表記しなければなりません。また、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さいのうち水銀含有ばいじん等に該当するものを収集運搬する場合は、「水銀含有ばいじん等を含む」の様に表記しなければなりません。

1. 水銀使用製品産業廃棄物の対象物

次の①～③の製品が産業廃棄物になったもの

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		18	温度定点セル	
2	空気亜鉛電池		19	顔料	×
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるもの）	
			21	灯台の回転装置	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む）	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
			23	水銀抵抗原器	
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×	24	差圧式流量計	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く）	×	25	傾斜計	
			26	周波数標準機	×
7	農薬		27	参照電極	
8	気圧計		28	握力計	
9	湿度計		29	医薬品	
10	液柱形圧力計		30	水銀の製剤	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）	×	31	塩化第一水銀の製剤	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）	×	32	塩化第二水銀の製剤	
13	真空計	×	33	よう化第二水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		34	硝酸第一水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	35	硝酸第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		37	酢酸フェニル水銀の製剤	

注) No. 19の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当する。

＜水銀使用製品産業廃棄物に係る処理基準＞

産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集又は運搬することと定められています。

2. 水銀含有ばいじん等の対象物

種 類	対 象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 ^{注)} を15mg/Lを超えて含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

※水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない。

＜水銀含有ばいじん等に係る留意事項＞

産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準が設けられています。

ア 蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。

イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

○業務上の義務

平成 29 年 10 月 1 日の廃棄物処理法施行令の改正に伴い、新たに追加された規定にご注意ください。

・委託契約

委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を委託契約書に記載すること。

・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

収集・運搬を委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、排出事業者から受け取ったマニフェストにその数量が記載されていることを確認すること。

・帳簿の記載及び保存

収集若しくは運搬に係る産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

・処理基準

「水銀使用製品産業廃棄物」の収集又は運搬を行う場合には、破碎することのない方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

○許可の取り扱い

・P2の処理基準及び留意事項を満たしていれば、許可証に「含む」の表記がなくても、引き続き取り扱うことができます。

○許可証の書換えについて

・更新期限の到来を待たずして、許可証の書換えを希望する場合は、「含む」「除く」いずれの場合でも変更届を提出してください。(手数料不要)

・許可証への記載方法は、石綿含有産業廃棄物と同様に

「水銀使用製品産業廃棄物を 含む ・ 除く」

「水銀含有ばいじん等を 含む ・ 除く」 となります。

・郵送希望の場合は、追跡可能な「レターパック」、「特定記録(280円切手)」、「簡易書留」等の返信用封筒を添付してください。

・許可証への記載を「含む」にする場合

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

変更届出書に(第5面)、(第7面)を添付して、2部提出してください。

(記入例 P.5、8、9、様式 P.10、13、14)

(2) 水銀含有ばいじん等

変更届出書、(第1面)、(第4面)、(第5面)、(第7面)を添付して、2部提出してください。

(記入例 P.6~9、様式 P.10~14)

※新しい許可証の交付時には旧許可証を必ず返納してください。

○提出先

(1) 申請者の住所が奈良県外又は奈良市の方

くらし創造部景観・環境局 廃棄物対策課 産業廃棄物第二係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8748(8747)

(2) 申請者の住所が奈良市以外の奈良県内の方

景観・環境総合センター 審査係

〒633-0062 桜井市栗殿1000

TEL 0744-47-3805

ホームページ：<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12648>

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書 変更

平成〇〇年△△月××日

奈良県知事 殿

届出者(〒 630-8501)
 住 所 奈良市登大路町30番地
 株式会社 ○○環境
 氏 名 代表取締役 奈良 一郎 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0742-27-8748

平成〇〇年〇月〇日付け第02900△△△△△号
 項について ~~廃止~~
 変更
 用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
 について「含む」、又は「除く」の記載を希望する場合は、
 新の欄に記載してください。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	水銀使用製品産業廃棄物 含む・除く 水銀含有ばいじん等 含む・除く	

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合)*法定代理人、株主及び出資をしている者の変更)

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合)*法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資している者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

- ・〇〇〇〇で発生する水銀含有ばいじん等を排出者指定の処分業者に運搬する。
- ・水銀含有ばいじん等は、排出事業者との委託契約により適正に収集運搬する。
- ・適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。

水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、特別管理産業廃棄物に該当しないことが分かるよう、廃棄物の性状や排出事業場、処分場の場所を具体的に記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	ばいじん(水銀含有ばいじん等)	1t/月	〇〇〇〇	株式会社△△△ 奈良県××市 〇〇〇町一丁目 2番3号		株式会社×××× 奈良県〇〇市 □□町二丁目3番4号
	水銀含有ばいじん等として収集運搬する廃棄物について、必要とする廃棄物の種類をすべて記載してください。		収集運搬する廃棄物がどのようなものなのか、具体的に記載してください。			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を
含む。)

○ 車両毎の用途

(例)

バンで運搬・・・・・・・・「ばいじん」

・水銀含有ばいじん等については、水銀の飛散流出防止措置、混合防止措置、高温防止措置
の措置が取れる車両を記載してください。

・車検証の備考欄に「土砂等以外のものとする」と記載されている車両で「がれき類」、「鉱さい」、
「石炭がら」及び「砂利(砂及び玉石を含む)又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処
理したもの」を運搬することはできません。

○ 収集運搬業務を行う時間

(例) 営業日：月～土曜日(8:00～16:00)

休業日：日曜日及び祝日

・「役員」の欄には、役員の人数を記載してください(監査役も役員です)。
・役員や使用人、その他の職種を同一の方が兼ねている場合は、()書きで、その
人数を記載してください。

従業員数の内訳

平成〇〇年〇〇月△△日現在

申請者又は申 請者の登記上 の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	0人	3人 (1人)	0人	0人	8人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

○ 飛散流出防止措置

水銀使用製品産業廃棄物(○○○○)は破損することのないよう緩衝材で梱包の上△△△△に収納し、破損することのない措置を講じた運搬方法を取り、シートがけにより飛散を防止、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の○○○○には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

水銀含有ばいじん等は、△△△△という運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀含有ばいじん等は、運搬中に水銀が揮発しないよう、密閉容器と高温にさらされない措置を取り、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬する必要があります。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	水銀使用製品 (〇〇〇〇)
<div data-bbox="647 360 1321 443" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">運搬過程において水銀使用製品が破損することのない容器を使用してください。</div> <p data-bbox="440 613 560 645">注意事項</p> <ul data-bbox="531 651 1043 683" style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 平成〇〇年□□月△△日

運搬容器等の名称		用途	ばいじん
<div data-bbox="730 1249 1402 1332" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">運搬過程において水銀が揮発・漏洩することのない容器を使用してください。</div> <p data-bbox="440 1547 560 1579">注意事項</p> <ul data-bbox="531 1585 1107 1617" style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 平成〇〇年□□月△△日

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更

平成 年 月 日

殿

届出者(〒 -)

住 所.....

氏 名.....

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号.....

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準 変更 用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合)*法定代理人、株主及び出資をしている者の変更)

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合)*法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資している者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 年 月 日